

## 随意契約の結果

【令和3年6月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
南池袋現地連絡事務所の賃貸借契約（賃貸料・共益費・袖看板使用料）	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和3年6月3日	個人（非公表）	-	9,027,936円	9,027,936円	100.0%	事務所設置に当たり、事業地区に至近で、かつ地権者との協議等の利便性が高い点を十分考慮したうえで、規模や立地条件等を検討した結果、最も適していたため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該契約相手方と随意契約を行ったものである。	-				契約相手方
中央区晴海三丁目東地区における 建物維持管理等業務	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和3年6月25日	K a r a k a m i H o t e l s & R e s o r t s (株) 北海道札幌市中央区大通西 4-1	5430001056415	9,527,100円	9,527,100円	100.0%	当該業者は対象建物の一部をリースバックしているため、一元的に維持管理した方が効率的であり、緊急時も迅速かつ適切な対応が期待されることや、前所有者であるため対象建物の設備等を熟知していることや、受変電設備等の点検を行う有資格者も変更なく継続されるなど、効率的な維持管理が期待されURの業務負担の軽減が見込まれることから、会計規程第51条第3項第4号に基づき当該業者と随意契約を行ったものである。	-				

- ※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。  
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】  
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作  
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ  
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入  
 ・予定価格が100万円を超える役務  
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。